

# 水産政策審議会第42回企画部会 議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第42回企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成24年8月8日(木)午後2時30分

閉会 平成24年8月8日(木)午後3時49分

### 2. 出席委員

(委員) 來生 新      武田 三花      長屋 信博      馬場 治      原 一郎  
         山下 東子  
(特別委員) 安部 敏男      角 好美      須能 邦雄      高橋 健二      野崎 哲  
         馬場 元徳      濱田 武士      安成 椰子      渡邊 朝生

### 3. 水産庁側出席者

宮原次長      柄澤漁政部長      橋本漁港漁場整備部長      新井企画課長  
山口加工流通課長      内海漁業調整課長      前栽培養殖課長      本田防災  
漁村課長      提坂水産業体質強化推進室長      岡野沿岸・遊漁室長  
福田海洋技術室長      太田生態系保全室長

### 4. 議 事

別紙のとおり

# 水産政策審議会第42回企画部会 議事次第

日 時：平成24年8月8日（水）14:30～15:49

場 所：三番町共用会議所 第2・3・4会議室

1．開 会

2．資 料 説 明 及 び 討 議

（ 1 ） 平成24年度水産白書の作成方針等について

（ 2 ） 農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について（諮問）

3．そ の 他

4．閉 会

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 資料説明及び討議			
(1)	平成24年度水産白書の作成方針等について	.....	2
(2)	農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について（諮問）	.....	1 5
3. そ	の	他	..... 2 1
4. 閉	会	.....	2 2

○企画課長 それでは、定刻の2時半になりましたので、ただいまから「水産政策審議会第42回企画部会」を開催したいと思います。本日はお暑い中お集まりいただき、本当にありがとうございました。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告をさせていただきたいと思えます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員8名中6名の方が御出席されておりました、定足数を満たしております。

また、特別委員に関しましては10名中9名の方が御出席されております。

水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条に基づき、議事録を作成し、縦覧に供するものとされておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、本日の配付資料につきまして確認をさせていただきたいと思えます。

「水産政策審議会第42回企画部会議事次第」ということで、本日2つの議事を予定しております。

その後に企画部会の委員名簿、配付資料ということで、資料1と資料2がございます。

資料1が「平成24年度水産白書の作成方針・スケジュールについて」。これに参考1-1、参考1-2が付いております。

資料2が「農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について(諮問第221号)」。これに参考2-1、参考2-2が付いております。

過不足がございましたら、事務局までお願いしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、宮原水産庁次長よりごあいさつを申し上げます。

○水産庁次長 こんにちは。水産庁の宮原でございます。「水産政策審議会第42回企画部会」の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

初めに、本日御出席の委員あるいは特別委員の皆様方におかれましては、日ごろより水産政策の推進に当たりまして、一方ならぬ御支援をいただいております。この場をかりまして、改めて御礼申し上げる次第でございます。

今日は来年の水産白書の作成過程の最初の会議ということでございます。また、農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更についても、諮問が1つございます。どうぞよろしく御検討のほどお願いいたします。

昨年度は基本計画の見直しで、大変長時間にわたり、また、活発な御意見を賜りましてありがとうございます。本年3月に基本計画ができ上がり、発表するところまで行き着きました。

今回の白書は、この新しい基本計画の下での最初の白書ということでございまして、皆様方にまたさまざまな御意見をいただき、是非国民の方々にわかりやすい、それから、水産でこれからどういうことを行っていくのかということをお願いできる白書にしてい

きたいと思いますので、どうか変わらませず御助言あるいは御意見をいただければと思う次第でございます。

本日は限られた時間ではございますが、活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○企画課長 それでは、山下部会長に議事進行をお願いしたいと思います。

○山下部会長 皆様、どうもお久しぶりでございます。前回の企画部会が4月でございましたので、4か月ぶりにまた御参集いただきまして、新しい年度の白書について御審議をいただくということになります。前回と変わらませず御協力をいただきまして、活発な御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、着席をして進めさせていただきます。

本日の議題は、1点目が「平成24年度水産白書の作成方針等について」でございます。2点目は「農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について（諮問）」となっております。

まず、1点目の議題の「平成24年度水産白書の作成方針等について」の審議に入ります。資料につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料1に基づきまして「平成24年度水産白書の作成方針・スケジュールについて」ということで御説明をさせていただきますと思います。

昨年度、23年度版の白書を御審議いただいて、またかと思われるかもしれませんが、24年度に向けて準備を進めていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料1の「1. 平成24年度水産白書の位置づけ」でございます。これは従来と全く同じでございます、水産基本法に基づきまして毎年国会に提出をするということが義務づけられております。

内容は「①平成24年度 水産の動向」、「②平成24年度に講じた水産施策」、「③平成25年度に講じようとする水産施策」の3部に分けるということになっております。

次に「2. 作成方針」でございます。「(1)『水産の動向』について」ということでございます。【基本的な考え方】ということで書かせていただいておりますけれども、水産白書は、国民の皆様方に対しまして水産をめぐる動向について情報を提供する重要なツールと我々は思っております。そういうことでございますので、毎年起きております最新の動きを適切に反映させるとともに、毎年度とりまとめている資料ですので、一定の継続性をもって必要なデータを更新していくという2つの意味を持たせたいと考えているところでございます。そういう意味で、①～⑤ということで書かせていただきました。

①は1年間に生じた水産をめぐる重大な動き、国民的に関心を集めた出来事を数項目「トピックス」として紹介をするということです。

②は水産施策上重要な特定テーマについて掘り下げた分析を行う「特集」を設ける。

③の一般動向編につきましては、事項を精査した上で、可能な限り資料としての継続性

を確保するという事です。

④の分量は、平成 23 年度白書を超えない程度とするということでございます。

⑤は「分かりやすく」ということを旨といたしまして、写真・図表、用語解説を多く用いるということと、簡潔で平易な記述をするということでございます。

簡単に申し上げますと、昨年度は東日本大震災が起きたということでございまして、冒頭の「トピックス」も昨年度の白書では設けておりません。したがって、平成 24 年度は言わば、前年の通常スタイルに戻るということで御理解をいただきたいと思っております。

これに基づきますと、構成といたしましては「トピックス」ということで、冒頭に「一年間に生じた水産をめぐる重大な動き」ということで、幾つかの項目について、まず「トピックス」を配置させていただきます。

2 番目が「特集編」ということで、これは後ほど御説明いたしまして、御議論を賜りたいということでございます。

第Ⅱ章の「一般動向編」は資料の 2 ページでございますけれども、第Ⅱ章の冒頭に「東日本大震災からの復興」に関するその時点での状況や取組事例、福島県の漁業の再開に向けた動き等について、ここで東日本からの復興、言わば 2 年後の状況についてまとめて記述をするという形をとりたいと思っております。

それ以降の「一般動向編」につきましては、我が国の水産業をめぐる動き、水産資源、国際情勢、漁村といったものにつきまして例年どおりのペースで、継続性を持たせながら文章を書いていくという形にしたいと思っております。

「(2) 『水産施策』について」でございまして、これも例年に従いますということなのでございますけれども、今年 3 月につくりました新たな水産基本計画の項目に沿って、平成 25 年度予算の内容、講じる施策を記述していくということを考えております。

「4. 作業スケジュール」でございます。「食料・農業・農村白書」及び「森林・林業白書」が 4 月中下旬ということで、連休前に国会提出をしております。昨年度の水産白書につきましては連休後、5 月に約 1 か月遅れて国会に提出したわけでございますけれども、来年度の平成 24 年度につきましては、農業・林業と同じペースで国会提出をしたいと考えておりますので、本審議会での御議論も、昨年よりは 1 か月程度早めて行いたいと思っております。

そういうことでございますので、本日は特集テーマ、作成方針、作業スケジュール等について御審議をいただきまして、10 月上旬に骨子案の審議、1 月中下旬に一次案の審議、3 月中旬に二次案の審議、それから印刷・校正を行うという時間を経まして、4 月中下旬に閣議決定・国会提出・公表をさせていただきたいと考えているところでございます。

別紙 1 にまいりまして「『特集』の構成案」でございます。

別紙 2 の方をごらんいただきたいのですが、ここ数年間の水産白書の特集テーマをまとめさせていただいております。近い順から何年間かさかのぼっておりますけれども、平成 23 年度の白書につきましては皆様に御審議をいただきまして、東日本大震災の被害の状況、

復旧に向けた取組みということで、多くの事例を盛り込みまして紹介をさせていただきました。

22年度は水産資源の話です。「資源管理・漁業所得補償対策」がスタートしたということも踏まえまして、それについて中心的に記述をさせていただきました。

21年度が漁業・漁村の問題ということで、地域対策、6次産業化を中心にとということでもございました。

それ以前の20年、19年、18年といったものにつきましては、基本的には魚食文化の普及、消費離れ、世界的な需要の高まりといったものをタイトにまとめてきたということでもございます。

水産白書は水産基本法に基づくものでございますので、水産基本計画に書いてございます生産、消費、地域といったものを、そのときにふさわしいテーマとして順番に取り上げていくという形で整理をしてきたのが過去でございます。

別紙1でございますけれども、平成24年度の「特集」の案でございます。平成24年度につきましては「水産物の消費回復策」といった分野をテーマにいたしまして、白書を記述したいと考えているところでございます。

ちょうど昨年の中ぐらいに御議論を開始していただきました水産基本計画の中でも、水産物の消費の低迷というのが非常に大きな課題である、やはりきちんと売れないと産地、産業としての力が出ないというお話がございました。

そういう意味で過去数年間、いろいろな意味で魚食の普及等を取り上げてまいりましたけれども、世界で非常に水産物のたんぱく質の需要が高まっているという情勢の中におきまして、やはりそれをきちんと管理しながら使っていくということが世界的に非常に重要だということにつきまして序節で書かせていただきまして、第1節ではその中で日本の水産物の消費の姿が変わってきたということ。

第2節では消費者のニーズを酌み取る、あるいはニーズをつくっていくことによって進めていく。そのためには、いろいろなサプライチェーンの各段階も改革していかなければいけないであろうということを取り上げたいと思っています。

第3節では具体的な事例を取り上げるということです。

第4節ではまとめといった形で、水産物の消費回復策をテーマに、過去何年間かの白書でいろいろな健康的な価値というものもまとめてまいりましたけれども、それをもう一回体系的に整理をするということも含めまして、白書の「特集編」という形で取り上げさせていただきますと思っています。

事務局からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、皆様から御意見をいただきたいと思っております。時間の目安としては、大体3時半ぐらいまでと考えておりますので、どうぞどなたからでも御意見をお願いいたします。

では、須能委員からお願いします。

○須能特別委員 私の方から提案したいのですけれども、作成に当たりまして、コンセプトとして考え方には問題ないのですが、現在の状況から見ると、私は水産業というのをもっと広く、もっと頑張っていきたいという意味でコメントしたかったので、文書にしてみました。部会長の方から配付を認めていただければ配付させていただきたいのです。

○山下部会長 そのようにお願いします。用意はされていますので、席上に配付をさせていただきます。

(資料配付)

○須能特別委員 それでは、時間も限られておりますので、パラグラフの最後のところから説明させていただきたいと思います。

現在は尖閣などの領海問題や、レアメタルなどの海洋資源問題や風力・潮力・太陽光等の自然エネルギー問題から、海洋への国民的関心が高まっている。日本には水産関連の研究機関として国立 47 か所、公立 119 か所、教育機関として大学 20 校、高等学校 51 校を擁している。

海洋を所管する官庁は国土交通省、海上保安庁、防衛省、経済産業省、文部科学省など、当然農林水産省もありますけれども、多岐にわたっている。

水産業は歴史的に海の文化と陸の文化を融合させる潜在能力を養ってきた。漁業資源外交の教訓、埋立地を含む海面補償の教訓、海洋生物資源と環境変化など、水産の歴史的教訓は数多く、その掘り起こしは重要であり、緊急の課題である。

小よく大を制すの心構えで、研究・教育機関を含む組織力を生かし、海洋国日本の目指す方向への示唆を提言する初年度にしていきたいと思いますということで、海をフィールドとしている産業は幾つかあるかもしれませんが、水産業が最も歴史的にも重要な地位を占めていたと思います。

そういう意味で、これから海洋の時代と言われている中で、だれかがイニシアチブをとるといえるときに、やはり水産行政、我々がここをやるんだという気構えを持っていいのではないかという意味で、水産白書がふさわしいかはわかりませんが、そういう視点で今までの歴史をひもときながら、これからの海洋関係の外交をするにしても、そういう過去の知見が重要であると思いますので、是非そういう点でやっていただく。

そのためには、下に書きましたけれども、小さな大義で国益を損なうなど。これは具体的には、食品中の放射性物質の基準値を 500 ベクレルから 100 ベクレルにしたために、国内の魚を食べなくて輸入を奨励するようなことをやっちゃっているような問題。

それから、自給自足の体制を早く確立するために、やはり適切な国内の漁を確保するためには輸入を規制することも必要だろう。

国土の調和ある発展という意味では、日本全国の沿岸が発展するような施策をやってもらいたい。そういう視点で、やはり白書についても、従来からの継続ということは十分承知しておりますけれども、こういう点も加味していただければという期待を込めて述べま

した。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。このような点も考慮に入れるべきだという御意見をいただきました。

それでは、ほかの方々も含めまして御意見、御質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

まず、いろいろと御意見をいただくところはあるかと思うのですが、1つは「特集」のテーマ、構成案についてということで、今年は「水産物の消費回復策」というのでどうだろうかという提案を事務局からいただいています。

もう一つは時期なのですけれども、1か月早まるというんでしょうか。今、そのようにということであれば、スケジュール的に十分余裕があつて対応できるのかと思いますけれども、もしそのことについても何か考慮すべきことなどございましたら、その点についても御意見いただければと思います。

勿論「トピックス」についてもでございます。

野崎委員、お願いします。

○野崎特別委員 第Ⅱ章の「一般動向編」の考え方についてなのですが、今後放射能問題そのものは、やはり長い年月かかって生産・消費等に関わる問題でございますので、第Ⅱ章の冒頭で「東日本大震災からの復興」の節を設けるという中に、東日本大震災の復興の節と並行した並びで、福島原発の問題という区分けにさせていただきたいというのが福島のお願いでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 「特集」の中で、今回は「水産物の消費回復策」ということで、水産物の消費が明記されているのですが、同じ消費でも、作りながら食べる楽しみの消費もどこかにあつてもよさそうな気がします。具体的なものが、今後この第1節、第2節なりに入ってくるのかはわかりませんが、今ある文面からでは、どうもその辺が見えづらいという感じもします。ただ消費ということだけではなくて、やはり食べ物ですから、つくって食べるという消費の姿もあつていいのではないかと気がいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

一方の極には簡便化というものもあると思いますし、もう一方の極には自分で料理ができるようになるという課題もあるかと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私の方から1つ、意見といいますかアイデアなのですが、先ほど須能委員から御提案のあった点なのですけれども、海洋政策の中に水産をきちんと位置づけるべきだ

というお話になるかと思えます。

実は海洋基本計画というのがあって、それが来年の3月くらいに第二次の基本計画が策定されるというタイミングになっています。その後白書が出るということですので、基本計画を受けたような記述というか、それから、勿論基本計画の中に水産を反映させるということも大事だと思うのですが、白書の中にも基本計画を受けた記述というのを、どこかに入れていただくということはできるのかもしれないとも思っております。

ほかにはいかがでしょうか。「特集」と、先ほど野崎委員から第Ⅱ章の「一般動向編」のことについても御意見をいただきました。東日本大震災、原発の問題というのは、前年度は「特集」で扱いましたけれども、今回は「一般動向編」の冒頭で扱ってはどうかという御提案かと思っております。

須能委員、お願いします。

○須能特別委員 現実には今の放射能の問題で、石巻では朝4時から5台の機械を使って水揚げされた魚を検査し、魚を安心して売るということをやっているのですが、これは長期戦になると思うんです。ですから、今、野崎さんがお話しされたように、それ以外のものは津波で影響を受けた問題と、放射能の問題というのを2つ明確に分けてもらった方が一般消費者にもわかりやすいので、私の方からもできればそうしていただきたいというお願いです。

○山下部会長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊特別委員 スケジュールに関することですが、昨年度の白書等を見ても、使われているグラフやデータについて、23年までのデータを使っていたり、それに間に合わないものについては多分22年、またはそれ以前のものまでのデータということで参照されて使われているというところで、まちまちな感じを受けるところはありますが、スケジュールを早くしたことによって、例えば24年のデータの整備が間に合わないとかそういう問題がないかどうか、その辺を確認したいのですが、お願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

これについてはお答えいただいた方がいいかもしれませんが、しばらくかかるようでしたら別の方に。大丈夫ですか。

○企画課長 1か月早めるということですが、基本的に大体のデータは大丈夫だという認識に基づいて整理をしようと思っております。1~2間に合わないデータがあるかもしれませんが、大多数、9割近くのデータは1か月ずらしても大丈夫だという認識で、早めようとしております。

○山下部会長 何か特別、これは大丈夫かという、気になられることはありますか。

○渡邊特別委員 昨年を見ますと、貿易関係のデータは23年までのデータが載っているのですが、ほかには水産関係の情報というのが、そもそも整理に時間がかかる部分があって、22年までの統計値で話がされている。表の中で急にという印象を持ったものです。

から、そういうお話をしました。

○企画課長 済みません。少し付言をさせていただきますと、水産関係の統計データは夏近くにならないと出ないものもあり、仮に1か月遅くしても集まらないデータが多々ございます。ほかの貿易統計等は年度末に大体データが出ますので、我々はそれを見てやりたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 「特集」についての御提案のところ、水産物の消費回復策として提示をされているので、ここにありますような構成案の中身については、私どもとしては是非お取り上げをお願いしたいと思っております。

基本計画の議論の中でも全体的な水産物の消費の減退と、加えて震災なり風評被害による消費の減退というのはさらに厳しくなっているというところがございますので、ここにございますような中身について特に、例えば第1節にありますような各種情報に基づいて、それをまた分析をしていただくということを、是非よろしくをお願いしたいと思っております。

基本計画のときの議論にもありましたように、第2節にありますようなアンケート調査等を行っていただけるのであれば、ここは武田委員が言われていたような、例えば妊婦さんであるとか、小さいお子さんを持っておられる世代の方々はどういう考え方を持っておられるか、言わば対象者によるところの分析も是非お願いをしたいと思っております。

ただ、表題が相当難しいテーマであるので、消費回復策として、何か回答が既にここで出るんだというふうに期待を持つところまでは、多分なかなか難しいのかと思っておりますので、この表題については、消費なり流通構造の変化と対応であるとか、そういう表題の打ち方については御検討をいただければと思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

消費回復策というのが第4節にあるのですけれども、私もどんな回復策があるのかと思っただけなのですが、これについても表題のタイトルとともに検討課題ということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

角委員、お願いします。

○角特別委員 今、漁業をしていて、浜の若い人が一番言っているのは、魚価が安い、これは何とかならないかということです。何か考えても特効薬というのはないのですけれども、ここら辺り、何かいい知恵があれば本当に出していただければと思います。

この魚価の問題だけで事業者の後継者が育たないというのが一つです。漁業をやって、なかなか普通の生活ができないという声も聞かれています。効果のある施策があれば思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今の御意見に対しては、今回の消費回復策ということで言うと、余り魚価が高くなると、むしろ魚離れがさらに進むということになるし、また、言い方を変えれば、魚の需要が増えればそれだけ価格が上がるという解釈もできるとは思うのですけれども、どちらのルートで話を進めるかということになるかと思えます。

來生委員、お願いします。

○來生委員 今の話と関係があると思うのですけれども、消費回復というときに、生産との関係でいうと、国内でとれる魚にウエートを置くのか、それとも輸入を含めて魚の消費量が増えるというところが大事だと考えるのか。魚価の問題にしても、輸入が増えて供給量が多くなれば相対的に価格が下がると普通は考えますね。

まさに国内の漁業をおやりになっている方の立場と消費回復ということの関係をどう考えるのか。とりあえず生産サイドは余り気にしないで、消費回復のことだけ考えるのかどうかという、そこがよく見えないのですけれども。

○山下部会長 これについてはどうでしょうか。お考えをお答えいただけますか。

○企画課長 今、消費回復のターゲットといたしますか、それをどこに置くかというお話がございました。昨年の基本計画の審議の際にも議論になりましたが、平成13年に40.2キロあった消費量が10年間で29.5キロまで減った、これを下げ止めるという目標を出ささせていただきました。大体国外・国産供給量の目安は半々ずつということになっておりまして、いずれにせよ下げ止めるためにどうすればいいのかということがございます。

回復をするといったときに、国内の魚をまず買ってくださいというアプローチと、まず魚売り場に行って魚を買ってくださいという、両方あるかと思えます。

私どもは今、消費の拡大を少しずつ始めているのですけれども、急激な減少をくいとめるためには、国産の魚も輸入も含めて、まず魚に振り向いていただくことから始めるというのが、今の段階ではないかと思っております。

魚の健康的なアピールをするときにも、国産と輸入品で違いますというお話はできませんので、魚のよさをアピールしていくということからまず入って行って、私どもとしては消費者のニーズの開拓、そこへの供給体制というのを国内できちんとつくっていくということと併せてやっていくことが必要な段階なのではないかと思っております。ここの消費回復策のときもいろいろな消費者のニーズのとらえ方、そこに向けて供給をどういうふうに変えていくのか、あるいは、今までのものをどうやってさらに伝えていくのかという視点で臨みたいと思っております。魚全体の消費回復策、消費回復の動きというのを考えていきたいと思っておりますのでございます。

○山下部会長 須能委員お願いします。

○須能特別委員 やはり消費拡大するということが国内の漁業の振興にもつながりますから、その点ではいいのですけれども、具体的な話をしますと、現在の日本国内での養殖ギ

ンザケが、チリギンがオーバーフローしてきた形で400円が200円前後というふうになってしまったんです。安いものがどんどん入ったために、国内の産業が消滅してしまうようなことがあってはいけないわけです。

そういう意味で、適切に国内と輸入というもののバランスも含めるのだけれども、水産庁の管轄からいえば、国内の産業がまず育成されるべきものであって、ただ、消費というものにおいては国内のものであっても国外のものであっても一緒ですけれども、輸入品があって国内のものが淘汰されてしまうようなことが総論としてあってはいけません。

今日の日本経済新聞以下にも出たかと思えますけれども、イオンが今回の公取の問題に対して真っ向から、消費者のために安いことをしてなぜ悪いのだ、近所の小売屋をつぶしても私は消費者のためにやるんだと。これを拡大していければ輸入品がどんどんやってきて、日本の魚がとれなくなっただけで、私たちは国民のために魚を食べさせる、魚は健康のためにはいいんだというトリックもあり得るわけです。ですから、特別に日本の漁業者が怠慢ならともかくも、基軸として、スタンスとしてはやはり日本の漁業者が成り立ち、不足分は輸入するんだということ。議論は今後出ると思えますけれども、ただ、総枠としてさらに消費をどう増やしていくかということに、料理を食べさせる工夫も合わせれば価格帯にいろいろあっていいわけですから、そういうことで片方を排除するつもりはないのだけれども、要は安ければ何でもいいみたいな価値観で押さえられると困る訳です。これは先々、皆さんといつも議論になると思えますけれども、日本の漁業者が成り立たない議論ではいけないし、その点には異論がある方もいるかもしれませんが、是非議論を深めて、一般消費者に国民として日本の漁業者、あるいは水産業を力強く支援してもらえるようにしていただきたいと思えます。

○山下部会長 ありがとうございます。

お答えをお願いします。

○企画課長 付け加えさせていただきますと、昨年の基本計画の議論の中でも生産量の回復、消費量の回復、当然ながら基本法に基づきまして、自給率の目標というのを掲げております。水産の白書もその枠内で行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員 まずは、国民がとにかく魚売り場に行って魚を買えるようになればいい、という御提案を聞いたのですが、私はちょっと気持ちが違っていて、やはり水産庁でやっているのですから、日本の漁業がよくなる方向に消費を向けていかなければ意味がないのではないかと思います。

水産業は資源なので、持続性というものも考えなくてははいけません。例えば、1990年代に日本のスーパーでやたらにウナギが安く並んでいた。実はヨーロッパのシラスウナギを買い占めて、ほとんど買い取ってしまっていて食べていたんですね。ヨーロッパでは今、ウナ

ギがなく、代わりの食材としてすり身を使っており、日本がすごく非難されている。日本人が何でもかんでも買って行ってしまったということ。

何でもいいから水産物を食べればいい、自分たちさえ安く買って、何か食べればいいのではなくて、やはり資源と消費者、漁業者が釣り合う方向に向かっていかなければ意味がないのではないか。

そのために、日本の近海にある魚のよさを見直すような教育をして、日本の水産業をやっている人たちが利を得られるよう、せつかく産地が表示されるようになったのですから、自分たちの近くのもので、日本人のとったものを食べようよという、地産地消、地元の産業に目が向けられるような方に持っていかないと、ちょっと違うのではないかという気持ちを持っております。

もう一つ、テーマのタイトルです。今までのものを見ていくと、例えば「我が国の魚食文化を守るために」とか「伝えよう魚食文化、見つめ直そう豊かな海」というので、何となくどの辺にターゲットがあるのかわかる気がするのですが、「水産物の消費回復策」だけだと、とにかく売れさえすればいいという形で、大き過ぎて迫ってこない。ターゲットを、須能委員がおっしゃられたように、「日本の水産物を見直そう」とか、例えば加工でも魚肉ソーセージみたいな日本特有のいいものを見直すことが含まれている方向にいったほしいというのが私の気持ちです。

○山下部会長 ありがとうございます。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今の御議論に関連して、資料でも序節のところの下から2行目に「我が国周辺の水産資源の有効利用の必要性について論じる」と書いていただいているのですが、私はこの言葉に期待をしております。と申しますのは、国産か輸入かという問題もあるかもしれませんが、今、どうしても量販店主体の流通の中で、四定条件に合うような大規模流通というか広域流通をするような魚については、それなりの消費がされている。それは多くは輸入で賄われている部分もあるのかもしれませんが、ただ、私どもの一番の問題は、日本の食文化の問題を含めて、多種多様な魚を食べる日本の食の文化の中にあったものが、だんだん売れるものしか流通しないという中で未利用の資源が増えていっているというところも問題かと思っています。

このような消費というものをどう増やしていくかという今回のターゲットについては、やはり多種多様な魚の消費をどういうふうに増やしていくかについて、しっかりとした相当広範な対策を打っていかなければならないのだと私どもとしては思っています。

特に沿岸で揚がるような小規模で、なおかつ多種多様な魚を、どういうふうに有効利用していくかということに視点を置いていただくという必要もあるのかと思っています。

よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

原委員、お願いします。

○原委員 まず、序節のところなのですけれども、別紙2の過去のテーマを、例えば20年度、19年度、18年度とそれぞれ見ていきますと、20年度のところでは子ども云々というところで「必要な課題を整理」、19年度は「取り組むべき課題を記述」、18年度は同じく「取り組むべき課題を記述」とあります。

この辺のところは何年か経って、今回消費回復策ですから、過去のこの辺のところをうまくフォローアップして、レビューした形が序節の中にうまく表現されたらいいのではないかという気がします。

あと、第2～4節のところでは消費者のニーズです。第3節が「消費者ニーズに的確に対応」、第4節では「消費者ニーズに即した」というニュアンスのことが書かれています。これを見ますと、消費者が主人公で、消費者に合わせたというふうに取り上げて読み取れてしましますので、生産者の立場から見た消費回復策というものもきっとあるのではないかという気がしますので、その辺のところを忘れないで、先ほど浜から見た云々というのでも出ましたので、御検討していただけたらと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

來生委員、お願いします。

○來生委員 今の意見とちょうど正反対なのですけれども、私は消費者が何を考えるかというのが一番大事なのではないかと思います。逆に生産者は、消費者のニーズにどうこたえるかというスタンスで考えるべきではないか。そこは見解の違いなのですけれども、先ほどの輸入と国内産の魚というときに、国内産の魚が圧倒的に優位を持っているのは、日本人の食文化の中で鮮度、生きのよさというものが物すごく高い評価基準になっている。

それはおのずから時間との関係があるので、輸入ものよりは優位を持っているので、そこを強調すべきではないかということと、今の話の関係していて、先ほどの多品種の有効利用ということとも関係するのですけれども、本当に生産と流通のサイドで、日本の魚が鮮度のよさというものを保って、いろいろなものが最終の消費者のところまで行くようなメカニズムがどれぐらい貫徹しているのだろうか。私は漁業の専門ではないし、流通の専門でもないで、そこがちょっとよくわからないのですけれども、例えばノルウェーのサバは値段も安いし、加工のプロセスがいいのだと思うんです。私は自分で料理するのも大好きなので買って食べているのですけれども、なかなかおいしいと思うんです。

そこがやはり、とる瞬間から最終的な消費者の手に渡るまでの鮮度に対するこだわりというのが、高級魚はそこがうまくいっているというのはよく認識しているのですけれども、そうではないものでそういうメカニズムが働かない限り、なかなか輸入物に勝てないのでは。

そこは消費者が悪いということではなくて、むしろ消費者のニーズに合わせて、そういう努力を生産者と流通のサイドでしていったら、そこに政策的に助けられるところは助けるという発想がいろいろ必要なのではないかと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

生産者から見た立場と消費者から見た立場が大事だという御意見で、意見が割れていますが、今、高橋委員と長屋委員から手が挙がっていますので、その順番でお願いします。

○高橋特別委員 まず1点は、生産者価格と消費者価格の問題がなかなかうまく解決をしないということです。生産者にしてみれば安い価格で、これがいわゆる生産者の仕事というか、操業もうまく回らないという状況になる。

もう一点は、買う側にしてみれば、水産物というのは結構高いものです。私も毎日のようにスーパーを一回りして来るのですが、同じような価格帯で、このくらいの値段であればもっとほかのものが食べられるのではないかという価格となっている状況にあります。生産者価格と消費者価格のギャップ、中間の業者の皆さんの流通の問題がどのように解決をするかというのが、やはり大きい問題ではないのかという気がいたします。

輸入魚については、我が国の200海里内には多種多様な魚介類があるわけですから、まずは自らの国の資源を管理しながら利用していくというのは基本だと思います。

輸入を多くするということになりますと、輸入をする相手国の200海里の中の資源を、言葉は悪いですが荒らすという形になろうかと思えます。そういう観点からいうと、やはり世界的な資源というのはまずその国が有効的に使って、足りない部分を輸入することが基本だと思います。

消費者ニーズという言葉が各所に出てくるのですが、消費者のニーズというのは業界、それから売る側がつくっていくのだと私は思っています。古来からの魚の食べ方、消費の変化というものは売る側がつくっていく、食べる消費者がつくっていくわけではないと思っていますので、そういう意味では節度のあるような漁獲であれ消費であれ、そういうものをきちんとしていかないと、持続的な漁業というのは成り立たないと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今の消費者のニーズの問題でございます。私も、消費者ニーズは大きく分けて2つあるとすれば、よく言われる1つのニーズというのは、消費構造が変わってきた、言わば核家族化が進む、個食化が進む、共稼ぎ世帯が増えていくということによって、簡便化の対応をどう図っていくか、これはこれでしっかりとした対応をしていかなければいけないと思っております。

もう一つは今、高橋委員が言われたように、やはり同じ方の中でも、週末はたまにはおいしいものを食べたいねというニーズがある。または、もっとしっかりとした、おいしいものを食べたいというニーズがある。これに対して、今の量販店主体の流通というのが、売りやすいものを売っているというところで、そういうところにこたえていない。言わば魅力的な売場でなくなっているというところもあるかと思えます。

やはりそういうしっかりとした、おいしいものを食べたいというニーズにどうこたえていくか。これは先ほども申し上げましたように、そういう多種多様な魚をどういうふうに、そういうことの中で情報を付けながら売って行って流通させていくか。こういうことがもう一つの大きな隙間となっている。

ここに対する対応というのをしっかり、本当の意味での消費者のニーズというものをとらえていただいて対応していく必要があるのではないかというのが、私どものお願いでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部特別委員 角さんから意見がありましたけれども、我々生産者、漁業者から見て、いかに水産物の消費を伸ばすかということは是非ともお願いしたいと思っていますので、本来であれば水産物の消費回復ではなくて、消費拡大策まで踏み込んでいただきたいぐらいだと思っております。

そういったことで第1節、第2節で分析して、消費者ニーズに向き合う生産の立場から、どうあればいいのかという立て付けになっています。第4節でも回復策、提言ということで、私としてはこれは非常にいい立て付けだと思っていますので、これで具体的な提言を是非ともしていただきたいというか、我々もすべきだと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 先ほど水産資源の有効利用の話がちょっと出ました。

沿岸域という見方をすれば、多種多様な魚の有効利用といえはそういう見方ができるかもわかりません。一方、沿岸域以外に沖合域という範疇もあります。漁業生産を見ますと、沖合漁業が過去50年ぐらい、200万tちょっとです。

沿岸の方も、養殖業を沿岸というふうに見れば大体200万tちょっとで、50年間ほとんど変わっていません。ただし、今の話はマイワシ400万tを除いたという見方をすればです。そうしますと、沖合漁業の中身は一体何かというところいろいろありますけれども、簡単に多獲性浮魚類と言ってしまうと、その辺の有効利用と消費は沿岸域の多種多様と若干違うと思っておりますので、その辺を踏まえて消費回復策というのがあるのかという気がします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員 先ほどサバの話が出て、ノルウェーのサバが9割ぐらい占めているというのですけれども、過去に、日本はサバが食用サイズになる前にとってしまったせいで、ノル

ウェーから輸入するという形になったと聞いたことがあります。生産者に対しても持続できる水産業の指導が今後も必要だという感想を、私は持っています。

「これからの水産物消費回復策」のところで、日本の漁業をなぜつぶしてはいけないかということ、水産物は、食べ物だということをお忘れにはいけない。自給自足の中でも水産物、魚食は健康のためによいから、国の漁業を衰弱させては、国民の健康にもかかわることになるので、そういう教育の普及というのは是非ここでやっていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。ちょっと耳が痛いというか、厳しいお話でした。

ほかにはいかがでしょうか。まだ御発言をいただいている方もいらっしゃいます。

來生委員、お願いします。

○來生委員 私の世代を代表して、団塊の第1世代でみんなそろそろリタイアをして、先ほどおいしいものを食べたいというニーズにどうこたえるかということで、やはりリタイアをして時間を相対的に豊かに持てる世代がだんだん増えてきて、高齢化で歳をとればとるほど魚が健康によいというイメージもだんだん強くなるというところを大いに強調していただきたい。

やはり丸で買って自分で調理をすると相対的には随分安いものだと私は思うんです。いろいろな部位を利用して自分で料理をする楽しみみたいなものを、定年になって時間を余らせている男性に大いに啓蒙するような、そういうところも入れていただければ大変幸いです。

○山下部会長 ありがとうございます。そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしたら、そろそろこの話を終わりたいと思います。

それでは、また次回以降も、このことについていろいろ事務局の方から提案もごさいますので、引き続きお願いいたします。

また「トピックス」については、今日は御意見はございませんでしたが、今提案をしても、ちょっと早過ぎるかもしれませんが、そういうことについても、日ごろアンテナを張りめぐらせて、是非御提案をいただきたいと思います。

議題2に移ります。「農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について(諮問)」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

済みません。安部委員どうぞ。

○安部特別委員 資源管理・漁業所得補償の実施状況については、今質問すべきだったんですか。

○企画課長 資源管理の実施状況、震災の復旧状況につきましては参考1-1、参考1-2ということで、昨年度、23年度白書をつくってからの直近の水産の関係の情報、参考資料ということで配付させていただきましたので、説明は省略をさせていただきます。

○山下部会長 これに関しまして、何か御質問とか御意見がございますか。

○安部特別委員 質問なのですけれども、共済の加入率が順調に上がっているということで、この目標はどこに置かれたのか。100%近い数字を目標にされているのかどうかということの質問と、せっかくだいい政策ですし、資源管理と一体になって、これからの水産業をこういうふうにするという大きな方針ですので、共済につきましては加入者を広げるべきではないかという、私の個人的な意見です。といいますのは、当社みたいに入りたくても入れない、あるいは制度をまだ十分知らずに、掛金等の問題があって面倒くさいからといって入らない方もいらっしゃるわけで、その辺は水産庁としてどう考えられているかということをお聞きしたいと思います。

○漁政部長 今、御質問いただきました資源管理・漁業所得補償対策については、平成23年4月から新しい政策としてスタートしたところです。

これについては、皆様に御議論・御審議いただき、本年3月に閣議決定した新しい基本計画の中で、まさに中核的な施策として位置づけまして、記憶されているかもしれませんが、計画の中において、10年後の平成34年度の目標としまして、我が国の漁業生産額のおおむね9割がこれに加入するという目標を、まさにこの審議会で御議論いただいた基本計画に位置づけました。したがって、10年後に9割を目指して、毎年毎年この率を増やしていこうというのが現実の政策の方向になっているということです。

また、そのために、今、御指摘がございましたように、共済制度自体の中にいろいろな課題があるということは認識しております。いろいろな問題点なり課題がありますので、そういったこともこの目標を達成する中で、一步一步進めていきたいというのが今の政策の方向でございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

○安部特別委員 はい。

○山下部会長 それでは、議題2で事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 資料2でございます。

本日「農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について（諮問第221号）」ということでお諮りをさせていただいております。

まず、この農商工等連携の推進の基本方針をなぜ水産政策審議会でやらなければならないのかということで、非常に皆さん唐突感があると思われまますので、まず農商工連携法の御説明と、水産政策審議会の役割について御説明をさせていただきたいと思っております。

農商工連携法と申しておりますけれども、中小事業者と農林漁業者が連携をして、それぞれの資源を有機的に持ち合うことによって計画をつくり、新商品の開発なり新たな売り方をしていくということでございまして、平成20年に法律ができております。

農商工連携法につきましては、経済産業省と農林水産省が共管という形でつくらせていただいております。その後大体5年が過ぎましたが、全国で500件の計画の認定がされております。

その中で水産関係は70件弱、68件ということでございまして、新たな消費の開発、新

たな販売方法ということで、IT等を使いました販売方法等が認定をされているということ  
でございます。

農商工連携法第3条第3項に基づきまして、基本方針を定め、またはこれを変更しよう  
とするときは、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業  
政策審議会の意見を聞かなければならないとされておりました、この法律ができました直  
後、平成20年7月31日に開催をされました「水産政策審議会第23回企画部会」において、  
この一番最初につくったときの基本方針につきまして諮問させていただいているというこ  
とでございます。

今回、経済産業省が中心となりまして、法律を改正いたしました。そういうことで、こ  
れは農商工連携法だけではなくて、地域資源三法と呼んでおりますけれども、一番後ろの  
方にカラー刷りの1枚紙がございますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

参考2-2のカラー刷りの横書きの紙でございます。大変長い名前になっておりますけ  
れども、いわゆる中小企業経営力強化支援法ということ。中小企業の新たな事業活動  
の法律、地域資源を活用した法律、今回お諮りをしております中小企業者と農林漁業者と  
の連携による事業活動の促進に関する法律ということで、地域資源三法を三法一括で改正  
をいたしまして、国会を通過しております。この法律改正を受けまして、今回農商工連携法  
の基本方針を変更するということでございます。

それにつきまして、法律の第3条第3項に基づきまして水産政策審議会に諮問をする  
というのが本日の議題の2番目ということでございます。

今回の法律は、今の参考2-2を見ていただきますと、大きく2つの変更をしておりま  
して、右下にございますけれども、基本的には「1. 支援事業の担い手の多様化・活性化」  
ということで、この計画の認定を受けた方に3～5年の事業計画をそれぞれ立てていただ  
くということになっておりますけれども、それぞれの立てた事業計画が成就するように、  
経営革新等支援機関というものがございます。これにつきまして、金融機関でありますと  
か税理士の法人を付け加えて、中小事業者に対する支援を充実するというのが1つござ  
います。

2番目が海外展開に伴う資金の調達で、地域資源を活用した中小事業者は、これから国  
内の市場が縮小するというので、アジアを中心にいたしまして海外に子会社をつくる  
といった形の海外展開も非常に多くなっております。

そのような場合のリスクを回避するために日本政策金融公庫の特例でありますとか貿易  
保険の特例、あるいは信用保証協会の特例といったものを使いやすくするという  
ことございまして、計画認定をする市場も国内だけではなく海外に求めて、しっかりと  
経営を確立していくというのが今回の法律の改正の趣旨ということでございます。

その法律を受けまして、今回諮問の資料に付けておりますが、恐縮ですけれども資料  
2の諮問のところにお戻りいただきたいと思えます。

諮問の資料の2ページ目のところに基本方針の変更案ということで、変更案と現行を付

けております。これも横書きになっております。

具体的な変更は「第二 農商工等連携事業に関する事項」の配慮事項というところに2つの事項を付け加えるということでございます。

1つは(4)のところに、削除をしておるものがございます。地域力連携拠点というのを削除しておりますけれども、これは予算事業でやっておりましたが、仕分け等でなくなりましたので、この地域力連携拠点は削除するというところでございます。

付け加えておりますのは(5)と(6)でございます。1つが国内事業基盤の維持ということで、海外に展開するために、雇用あるいは地域の活性化という観点がこの法律でございますので、中小企業の国内の本社をきちんと維持するというのが「(5)国内の事業基盤の維持」でございます。

(6)は今の本体改正とは直接関係はございませんけれども、実はこの法律改正のときに、中小企業政策審議会でいろいろ議論してまいりましたが、中小企業はなかなかお金を借りにくいということの1つの要因といたしまして、会計基準がしっかりしていない、具体的に言いますと財務状況がディスクローズされていないという議論がございました。

そういうことを踏まえて、中小企業につきましても信頼性がある計算書類をつくるということによって、きちんとディスクローズをしてお金を借りやすくする。それから、いろいろな債務保証等を受けやすくするというので、今、企業会計の審議会とか、企業会計の委員会をつくった、それぞれに準拠したような会計書類をつくっていくということを今回の配慮事項として追加をするということでございます。

この基本方針につきましては、7月20日からパブリック・コメントにかけられておまして、それぞれの審議会の意見を聞いた後、8月末に公布をされるという予定になっていると聞いております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

余りなじみのない法律でございますので、その成り立ちのところから御説明をいただきましたけれども、ただいまの事務局からの説明に対しまして、皆様の御意見をいただきましたと思います。いかがでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部特別委員 質問です。中小企業の位置づけなんですけれども、1ページの下の方です。我が国企業の99%以上を占め、経済の基盤を支える中小企業は、これまで我が国経済の成長の原動力として特筆すべき貢献をした。この99%というのは、生産額ではなくて数みたいな気がするんです。この99%は何の99%でしょうか。

○企画課長 工業統計の事業所数の99%のほうです。

○安部特別委員 わかりました。

それだと実際の経済の生産高等においては、もっと数量が少なくなるのではないかとこの疑問があるんです。

○企画課長 仮に食品製造業をとってみますと、食品製造業も 99%以上が中小企業なのですが、生産の半分は大企業によって行われております。産業全体はわかりません。

○安部特別委員 ありがとうございます。もうちょっといいですか。

これは水産庁の方よりも山下先生に聞いた方がいいかもわかりませんが、これを見ていて、たまたま一昨日の新聞と同じような記事が載っていましたので、ちょっと気になったのですけれども、一昨日の日経の編集委員の前田さんの署名の記事なんです。

バブル経済の崩壊後、日本経済が「失われた 20 年」と呼ばれる低迷期に入ったのはなぜか。経済学者の間では、中小企業が経済全体の足を引っ張っているためとの認識が広がっていると。こういうことであれば、中小企業を振興するのは非常に大事な国策だと思いますけれども、ここと組んで農林水産業を発展させるというのは無理があるのではないかと思います。

実際問題、6 ページの下の方なのですが、中小企業者及び農林漁業者に加え、大企業が事業に参加し、販路開拓等における重要な役割を果たす場合にも、当該中小企業及び農林漁業者は支援対象となるということは、うがった見方なのですけれども、中小企業の限界があって、ある程度大企業に頼らざるを得ないというのがあるのではないかという気がするのです。その辺はいかがでしょうか。

○企画課長 私は実は最初のころの中小企業政策審議会に出させていただいたので、そこでの先生方の議論も拝見させていただきましたけれども、中小企業自体が悪いというのではなくて、中小企業を起業して、事業を起こして次に進んでいくサイクルというのが日本は弱まっているという意味で、ある意味ベンチャー的な中小企業を出していくということと、中小企業が伸びる過程を重視していくということが地域経済、雇用にとっては大きな活力になるという話は、中小企業政策審議会では行われておりました。

今回の法律改正はそれを踏まえて、中小企業がまさに農商工連携で地域と結び付くということでございますので、地域の資源を有効に活用しながら、どうやってダイナミックに成長させていけるのだろうかということで、今回海外展開のところとか、そういうものを付け加えたところと承知をしております。中小企業全体としては、やはり日本の雇用の大部分でございますし、特に農林水産業の 6 次産業化をやっておりますけれども、地域の資源を見直して使っていくというのは、日本全体の農林水すべての力になるということでございますので、その施策の一環というふうにお受け止めいただければと思います。

○安部特別委員 最後にもう一言。

私がこの質問をしたのは、中小企業の定義は恐らく資本金 3 億円以下、並びに従業員が 300 人以下という一つの定義があると思います。サービス業と販売業は別のものがありますけれども、そういったことも含めて、規模でくくったり分けるのはいかがか、問題があるのではないかと思います。

それは水産業でも同じで、一定の規模で、例えば 300 人以上従業員がいて、3,000t 以上の漁船を保有しているところは、いわゆる水協法の対象外といった、規模で線引きするの

はおかしいのではないかという個人的な意見でもって今、質問した次第です。

ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

私も一言だけ申し上げると、すべての大企業は始まったときは中小企業だったということで、中小企業であるときにいかに時流に乗って大きくなれるかどうかということであるので、中小企業は要らないという話には全くなりませんと思います。

ただ、この小さな産業を保護するかどうか、それとも、もっと競争させるかということは、いわゆる経済学者の間でも大きな議論の的で、真っ二つに意見が分かれるところではあると思います。

この件については、ほかにいかがでしょうか。

濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 中小企業政策自体もそうですし、農商工連携事業のもともとの精神、考え方も、地域経済の活性というところに焦点があったような気がしています。

今回の変更案を見てみますと、海外事業ということになっています。従来では異業種を組み合わせる新しいサプライチェーンなりバリューチェーンを組んで地域経済をつくるという観点が重視されてきました。今回の変更は、この考え方に、海外事業も加えられただけなのか、これまでの考え方がある程度変わったのか、ということをもしおわかりでしたら、お聞かせいただければと思います。

○山下部会長 お願いします。

○企画課長 今回、先ほどの諮問案に付いていたものもお見せいたしましたとおり、基本的な考え方、全体の基本方針ですと3ページの中ほど以下になりますけれども、それぞれの有する多様な経営資源、地域のものを使ってという基本的な精神は変わっておりません。そういうものを使いながらチャレンジをしていくということですので、例えば地域の資源を使ったお菓子でありますとか漬物とかいったものを、また海外でも売っていくという意味での、外側にもうちょっとダイナミックに成長するという意味での変更でございます。基本的的に使う資源については今回も変更はないということですので。

○濱田特別委員 そうしましたら、マーケットを求めて海外に出るということの事業活動の支援ということですか。

○企画課長 そうです。このマーケットが、今回は輸出だけではなくて、現地で現地法人をつくるといったときに、いろいろな支援の特例をくっつけていくということですので。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

馬場委員、お願いします。

○馬場委員 変更案の(6)です。当然中小企業でなくても、融資を受けるときには信頼性のある書類を求められるわけですが、これは場合によっては中小企業であればこそ、例えば会計士をつけるとかは非常にコストがかかるわけですね。

これを読むと「推奨する」ということで、その後ろに「ただし」として、基準がある場合にはそれに従えということ、一定の配慮はしているのだと思いますが、ただ「推奨する」としただけでもかなり厳しいものを場合によっては行政側が求めるようになるかもしれないという点は配慮した方がいいかと思います。

信頼性のある書類と言っても、結局会計士をつけているかとか、そういう話になる可能性があるのも、これはむしろ、信頼性は金融機関なりが判断すればいい話ですから、余りここに行政で入っていくと中小企業側が困る可能性が出てきはしないかと危惧します。この点は現場で何度か聞いたことがあります。基準が厳しくなって困っているということです。

○企画課長 この点につきましては、経済産業省と金融庁の検討会で、非常に長い期間にわたって議論をされておりました。まさにすべてを当てはめることはできなくて、どこまでを中小企業に要求をするかということで、私も詳しくは承知をしておりませんが、中小企業のそれぞれの体力に応じた会計基準というのをつくっていかうということで、特に中小企業に融資をされている地方銀行、信用金庫の方も入って議論をされたら承知をしておりますので、それなりの配慮がされているのではないかと回答しかできませんが、いろいろ議論があるところだということは聞いております。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいですか。

それでは、意見も大体出たようでございますので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。

本日諮問のありました農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更の最終案及び答申の手續につきましては、私に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から報告などございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は御審議ありがとうございました。

本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局にて平成 24 年度水産の動向の骨子案を作成いたしまして、次回の企画部会で御審議をいただきたいと思っております。

先ほどのスケジュール案にも書かせていただきましたけれども、次回企画部会は 10 月上旬の開催を予定しておりまして、具体的な日程は改めて調整をさせていただきたいと思っております。

また、企画部会によります例年の現地調査というものでございますけれども、実施時期を 10 月下旬の 1 泊 2 日、行き先につきましては青森県を予定しております。御承知のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

視察日程等につきましては、改めてそれぞれ御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には御多用中に御参加をいただきまして、ありがとうございました。  
事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

視察については、また改めて日程調整があるということですので、是非調整の方をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして企画部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。